

地域移行支援事業を

利用するまでの流れ

(河内長野市版)

1

フェイスシート、アセスメントシートを病院・施設から精神障がい者地域生活定着支援部会へ提出

2

支給申請書を市役所へ提出

3

障害支援区分の認定調査を受ける

・サービス等利用計画（セルフプラン）を市役所へ提出
（記入のお手伝いをさせていただきます）

4

地域移行支援事業受給者証交付

5

退院・退所までの手伝いをする指定一般相談支援事業所と契約を結ぶ

6

地域移行支援事業開始（月2回以上の支援）

※退院・退所後、障がい福祉サービスを利用する場合は、退院・退所が決まった頃に、サービス等利用計画の作成が必要になります。